

# 平成30年12月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第70号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第71号 亀山市一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第72号 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	6
議案第73号 亀山市税条例の一部を改正する条例	14
議案第74号 亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	22
議案第75号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	23

**亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例**

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法_____第142条第1項第6号のビラ(以下「ビラ」という。)の作成及び_____法第143条第1項第5号のポスター(以下「ポスター」という。)の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用等の公営)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 候補者_____は、候補者1人について、作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内において、無料で、ビラを作成することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、<u>亀山市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ(以下「ビラ」という。)の作成並びに亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター(以下「ポスター」という。)の作成</u>の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用等の公営)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 候補者<u>(亀山市長の選挙における候補者に限る。以下この項において同じ。)</u>は、候補者1人について、作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内において、無料で、ビラを作成することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。</p>

( ビラの作成に係る公費の支払 )

第6条 市は、候補者( \_\_\_\_\_ 第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第2条第2項後段において準用する同条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

( ビラの作成に係る公費の支払 )

第6条 市は、候補者( 亀山市長の選挙において、第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を、第2条第2項後段において準用する同条第1項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前																																
<p>（特定任期付職員の給与の特例等）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">374,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">830,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 （略）</p> <p>（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、</p>	号給	給料月額	1	374,000円	2	422,000円	3	472,000円	4	533,000円	5	608,000円	6	710,000円	7	830,000円	<p>（特定任期付職員の給与の特例等）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">373,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">421,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">471,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">532,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">607,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">709,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">829,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 （略）</p> <p>（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、</p>	号給	給料月額	1	373,000円	2	421,000円	3	471,000円	4	532,000円	5	607,000円	6	709,000円	7	829,000円
号給	給料月額																																
1	374,000円																																
2	422,000円																																
3	472,000円																																
4	533,000円																																
5	608,000円																																
6	710,000円																																
7	830,000円																																
号給	給料月額																																
1	373,000円																																
2	421,000円																																
3	471,000円																																
4	532,000円																																
5	607,000円																																
6	709,000円																																
7	829,000円																																

「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

（特定業務等従事任期付職員の給与の特例）

第9条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額
1級	<u>187,700円</u>
2級	<u>215,200円</u>
3級	<u>255,200円</u>
4級	<u>274,600円</u>
5級	<u>289,700円</u>
6級	<u>315,100円</u>
7級	<u>356,800円</u>
8級	<u>389,900円</u>

2及び3（略）

「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「100分の122.5」とあり、及び  
\_「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

（特定業務等従事任期付職員の給与の特例）

第9条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（以下「特定業務等従事任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

職務の級	給料月額
1級	<u>187,300円</u>
2級	<u>214,800円</u>
3級	<u>254,800円</u>
4級	<u>274,200円</u>
5級	<u>289,300円</u>
6級	<u>314,700円</u>
7級	<u>356,400円</u>
8級	<u>389,500円</u>

2及び3（略）

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」 _____とする。</p>	<p>（特定任期付職員の給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第34条及び第44条の規定の適用については、給与条例第34条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員が」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、「当該職員」とあるのは「これらの職員」と、給与条例第44条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>（宿日直手当）</p> <p>第41条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1日につき <u>4,400円</u>（規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,200円）を超えない範囲内において市長の定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第47条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の90、12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>（宿日直手当）</p> <p>第41条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1日につき <u>4,200円</u>（規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,200円）を超えない範囲内において市長の定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第47条 （略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>（1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____ <u>100分の90</u> _____を乗じて得た額の総額</p>

( 2 ) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額  
に、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に  
支給する場合には100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表 別紙のとおり

( 2 ) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額  
に\_\_\_\_\_100分の42.5\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表 別紙のとおり

(改正後)

別表(第4条関係)

行政職給料表(一)

(単位:円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用職員 以外の職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300

<別紙>

(改正前)

別表(第4条関係)

行政職給料表(一)

(単位:円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
再任用職員 以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900

30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		

30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		

66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			

66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			

	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、第11条に規定する職員以外の職員に適用する。

	102		297,000	345,100					
	103		297,400	345,500					
	104		297,700	345,900					
	105		297,900	346,400					
	106		298,200	346,800					
	107		298,600	347,200					
	108		298,900	347,600					
	109		299,100	348,100					
	110		299,500	348,500					
	111		299,900	348,800					
	112		300,200	349,100					
	113		300,300	349,600					
	114		300,600						
	115		300,900						
	116		301,300						
	117		301,500						
	118		301,700						
	119		302,000						
	120		302,300						
	121		302,700						
	122		302,900						
	123		303,200						
	124		303,500						
	125		303,800						
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

備考 この表は、第11条に規定する職員以外の職員に適用する。

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>( 期末手当 )</p> <p>第44条 ( 略 )</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u></p> <hr/> <p>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>( 1 ) ~ ( 4 ) ( 略 )</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」</p> <hr/> <p>とする。</p> <p>4 ~ 6 ( 略 )</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p>第47条 ( 略 )</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>( 期末手当 )</p> <p>第44条 ( 略 )</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>( 1 ) ~ ( 4 ) ( 略 )</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>4 ~ 6 ( 略 )</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p>第47条 ( 略 )</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

( 1 ) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。 ) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 1 0 0 分の 9 2 . 5

を乗じて得た額の総額

( 2 ) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 4 5

を乗じて得た額の総額

3 ~ 5 (略)

( 1 ) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。 ) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 9 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 9 5 を乗じて得た額の総額

( 2 ) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 4 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 4 7 . 5 を乗じて得た額の総額

3 ~ 5 (略)

亀山市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第12条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第16条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第43条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第47条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。</p> <p>(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第12条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第16条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節_____の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第13条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第47条の規定によって課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。</p> <p>(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助</p>

を受けている者

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（所得控除）

第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第21条 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納

を受けている者

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（所得控除）

第18条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、\_\_\_\_\_所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第21条 所得割の納税義務者

税義務者については、その者の第19条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には\_\_\_\_\_、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には\_\_\_\_\_、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

（市民税の申告）

\_\_\_\_\_については、その者の第19条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には\_\_\_\_\_、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には\_\_\_\_\_、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

（市民税の申告）

第26条 第12条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2 （略）

3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純

第26条 第12条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額

若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2 （略）

3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純

損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には \_\_\_\_\_、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には \_\_\_\_\_、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には \_\_\_\_\_、第12条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には \_\_\_\_\_、第12条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には \_\_\_\_\_、新たに第12条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内にそ

損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合において \_\_\_\_\_、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに第1項の申告書を市長に提出することができる。

5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第12条第1項第1号の者の \_\_\_\_\_ のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第12条第1項第2号の者に \_\_\_\_\_ に、3月15日までに賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第12条第1項第3号又は第4号の者に \_\_\_\_\_ に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内にそ

の名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（法人の市民税の申告納付）

第43条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 （略）

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第

の名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（法人の市民税の申告納付）

第43条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書\_\_\_\_\_を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 （略）

762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

#### 附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第17条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第12条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2及び3 （略）

#### 附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第9条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第17条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額\_\_\_\_\_（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第12条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2及び3 （略）

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2~17 (略)

18 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、零とする。

20 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第33条 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者がその有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第17条の2 (略)

2~17 (略)

18 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

20 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第33条 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者がその有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>( 占用料の減免 )</p> <p>第 3 条 市長は、次に掲げる占用物件 ( 法第 3 9 条の 8 に規定する占用物件をいう。以下同じ。 ) に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、免除するものとする。</p> <p>( 1 ) ~ ( 7 ) ( 略 )</p> <p>2 及び 3 ( 略 )</p>	<p>( 占用料の減免 )</p> <p>第 3 条 市長は、次に掲げる占用物件 ( 法第 4 0 条 _____ に規定する占用物件をいう。以下同じ。 ) に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、免除するものとする。</p> <p>( 1 ) ~ ( 7 ) ( 略 )</p> <p>2 及び 3 ( 略 )</p>

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
1（略）					1（略）				
2 借上げによる市営住宅の名称、位置等					2 借上げによる市営住宅の名称、位置等				
設置年度	名称	位置	構造	戸数	設置年度	名称	位置	構造	戸数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平成30年度	新所住宅	関町新所962番地4	木造2階	6					
平成30年度	本町住宅	本町三丁目15番17-2-101号、15番17-2-102号、15番17-2-103号、15番17-2-105号、15番17-2-106号、15番17-2-107号、15番17-2-201号、15番17-2-202号、15番17-2-203号、15番17-2-205号、15番17-2-206号、15番17-2-207号、15番17-2-301号、15番17-2-302号、15番17-2-	中層耐火3階	18					

		<u>303号、15番17-2-</u> <u>305号、15番17-2-</u> <u>306号、15番17-2-</u> <u>307号</u>		
--	--	---	--	--